

○ 施設機械工事等共通仕様書の制定について（令和 6 年 9 月 19 日付け 農計第 387 号 農林水産部長通知）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
施設機械工事等共通仕様書 目 次 第 1 章 総 則 第 1 節 総 則 1－1－1～1－1－4 〔略〕 <u>1－1－5 ワンデーレスポンス</u> 1－1－<u>6</u>～1－1－<u>9</u> 〔略〕 1－1－<u>10</u> 工事実績情報<u>システム</u>（コリンズ）への登録 1－1－<u>11</u>～1－1－<u>55</u> 〔略〕 第 2 章 機器及び材料 第 1 節 通 則 2－1－1～2－1－3 〔略〕 2－1－4 見本・<u>品質証明資料</u> 第 3 章～第 12 章 〔略〕 第 13 章 水管理制御設備 第 1 節～第 3 節 〔略〕 第 4 節 情報伝送設備 13－4－1 〔略〕 〔削る。〕 13－4－<u>2</u>～13－4－<u>10</u> 〔略〕 第 5 節～第 7 節 〔略〕 第 8 節 電源設備 13－8－1 <u>無停電電源装置</u>（汎用品） 13－8－2 〔略〕 13－8－3 直流電源装置 [DC12<u>V</u>、DC24<u>V</u>] 13－8－4 〔略〕 第 9 節 計測設備<u>等</u> 13－9－1 〔略〕 第 10 節 〔略〕 施設機械工事完成図書等作成要領 〔略〕 施設機械工事関係書類一覧表（情報共有システム取扱い対象の書類一覧） 〔略〕	施設機械工事等共通仕様書 目 次 第 1 章 総 則 第 1 節 総 則 1－1－1～1－1－4 〔略〕 <u>〔新設〕</u> 1－1－<u>5</u>～1－1－<u>8</u> 〔略〕 1－1－<u>9</u> 工事実績情報<u>サービス</u>（コリンズ）への登録 1－1－<u>10</u>～1－1－<u>54</u> 〔略〕 第 2 章 機器及び材料 第 1 節 通 則 2－1－1～2－1－3 〔略〕 2－1－4 見本<u>又は資料の提出</u> 第 3 章～第 12 章 〔略〕 第 13 章 水管理制御設備 第 1 節～第 3 節 〔略〕 第 4 節 情報伝送設備 13－4－1 〔略〕 <u>13－4－2 網制御装置</u> 13－4－<u>3</u>～13－4－<u>11</u> 〔略〕 第 5 節～第 7 節 〔略〕 第 8 節 電源設備 13－8－1 <u>UPS 電源装置</u>（汎用品） 13－8－2 〔略〕 13－8－3 直流電源装置 [DC12<u>V</u>、DC24<u>V</u>] 13－8－4 〔略〕 第 9 節 計測設備 13－9－1 〔略〕 第 10 節 〔略〕 施設機械工事完成図書等作成要領 〔略〕 施設機械工事関係書類一覧表（情報共有システム取扱い対象の書類一覧） 〔略〕

改正後	改正前
第1章 総 則 第1節 総 則 1－1－1 適 用 1～3 〔略〕 4 設計図書間の不整合 特別仕様書、図面の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に記載された<u>数字</u>に相違がある場合、受注者は、監督職員に確認して指示を受けなければならない。 5 〔略〕 1－1－2～1－1－4 〔略〕 1－1－5 <u>ワンデーレスポンス</u> <u>監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問・協議等に対して、1日あるいは適切な期限までに回答することをいう。</u> 1－1－<u>6</u>～1－1－<u>9</u> 〔略〕 1－1－<u>10</u> 工事実績情報<u>システム</u>（コリンズ）への登録 1 受注者は、受注時又は変更時において請負代金額が500万円以上の工事について、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「J A C I C」という。）が実施している工事実績情報<u>システム</u>（以下「コリンズ」という。）の利用に関する規約に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けた上、コリンズに登録しなければならない。 2・3 〔略〕 1－1－<u>11</u>～1－1－<u>18</u> 〔略〕 1－1－<u>19</u> 工事の一時中止 1 一般事項 発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。 なお暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、第1章1-1-<u>54</u>により、受注者は、適切に対応しなければならない。 （1）～（3） 〔略〕 2・3 〔略〕 1－1－<u>20</u>～1－1－<u>23</u> 〔略〕 1－1－<u>24</u> 建設副産物 1・2 〔略〕	第1章 総 則 第1節 総 則 1－1－1 適 用 1～3 〔略〕 4 設計図書間の不整合 特別仕様書、図面の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に記載された<u>数値</u>に相違がある場合、受注者は、監督職員に確認して指示を受けなければならない。 5 〔略〕 1－1－2～1－1－4 〔略〕 <u>〔新設〕</u> 1－1－<u>5</u>～1－1－<u>8</u> 〔略〕 1－1－<u>9</u> 工事実績情報<u>サービス</u>（コリンズ）への登録 1 受注者は、受注時又は変更時において請負代金額が500万円以上の工事について、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「J A C I C」という。）が実施している工事実績情報<u>サービス</u>（以下「コリンズ」という。）の利用に関する規約に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けた上、コリンズに登録しなければならない。 2・3 〔略〕 1－1－<u>10</u>～1－1－<u>17</u> 〔略〕 1－1－<u>18</u> 工事の一時中止 1 一般事項 発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。 なお暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、第1章1-1-<u>52</u>により、受注者は、適切に対応しなければならない。 （1）～（3） 〔略〕 2・3 〔略〕 1－1－<u>19</u> ～1－1－<u>22</u> 〔略〕 1－1－<u>23</u> 建設副産物 1・2 〔略〕

改正後	改正前
3 マニフェスト 受注者は、工場製作工に係るものを除く産業廃棄物が搬出される工事に当たっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員に提示しなければならない。 4 [略] 5 再生資源利用計画 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書にその写しを添付して含め監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。 6 [略] 7 再生資源利用促進計画 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物<u>等</u>を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。 8～12 [略] 13 建設副産物情報交換システム <u>受注者は</u>、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物又は建設発生土を搬入、搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。 また、登録した情報の変更が生じた場合は、速やかに当該システムによりデータの変更を行うものとする。なお、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。 1－1－<u>25</u>～1－1－<u>29</u> [略] 1－1－<u>30</u> 工事完成検査 1～6 [略] 7 適用規定 受注者は、当該工事完成検査については、第1章1-1-<u>25</u>第3項の規定を準用する。 1－1－<u>31</u> 既済部分検査等 1～3 [略] 4 修補 受注者は、検査職員の指示による修補については、第1章1-1-<u>30</u>第5項の規定を準用する。 5 適用規定 受注者は、当該既済部分検査については、第1章1-1-<u>25</u>第3項の規定に従うものとする。 6・7 [略] 1－1－<u>32</u> [略]	3 マニフェスト 受注者は、工場製作工に係るものを除く産業廃棄物が搬出される工事に当たっては、<u>建設発生土は搬出帳票、産業廃棄物は</u>産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員に提示しなければならない。 4 [略] 5 再生資源利用計画 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書にその写しを添付して含め監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見<u>え</u>やすい場所に掲げなければならない。 6 [略] 7 再生資源利用促進計画 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見<u>え</u>やすい場所に掲げなければならない。 8～12 [略] 13 建設副産物情報交換システム コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物又は建設発生土を搬入、搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。 また、登録した情報の変更が生じた場合は、速やかに当該システムによりデータの変更を行うものとする。なお、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。 1－1－<u>24</u>～1－1－<u>28</u> [略] 1－1－<u>29</u> 工事完成検査 1～6 [略] 7 適用規定 受注者は、当該工事完成検査については、第1章1-1-<u>24</u>第3項の規定を準用する。 1－1－<u>30</u> 既済部分検査等 1～3 [略] 4 修補 受注者は、検査職員の指示による修補については、第1章1-1-<u>29</u>第5項の規定を準用する。 5 適用規定 受注者は、当該既済部分検査については、第1章1-1-<u>24</u>第3項の規定に従うものとする。 6・7 [略] 1－1－<u>31</u> [略]

改正後	改正前
1－1－33 施工管理 1・2 〔略〕 3 標示板の設置 受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、工事目的、工事期間、工事種別、発注者名、施工者名及び連絡先を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。 なお、標示板については、本章1－1－40 環境対策10に示す合法伐採木材等を使用すること。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。 4～11 〔略〕 12 受注者は、監督職員と受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図るよう努めるものとする。 なお、情報を交換・共有するにあたって、情報共有システムを活用する場合は、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（令和7年6月26日付け農計第236号岩手県農林水産部農村計画課総括課長通知（URL「https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1077305.html」））に基づくものとする。 13 〔略〕 1－1－34・1－1－35 〔略〕 1－1－36 工事中の安全確保 1 安全指針等の遵守 受注者は、最新の土木工事等施工技術安全指針（20農振第2236号平成21年3月30日付け農林水産省農村振興局整備部長名）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。 2～21 〔略〕 1－1－37～1－1－39 〔略〕 1－1－40 環境対策 1～5 〔略〕 6 排出ガス対策型建設機械 （1）受注者は、工事の施工に当たり表 1-1-1 に示す一般工事用建設機械を使用する場合には、原則として、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年法律第 51 号）に基づき省令で定められた特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成 18 年経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号）第 2 条及び第 11 条に規定する技術基準に適合する特定特殊自動車、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成 3 年 10 月 8 日付け建設省経機発第 249 号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成 18 年 3 月 17 日付け国土交通省告示第 348 号）若しくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成 18 年 3 月 17 日付け国総施第 215 号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、又はこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用しなければならない。 ただし、やむを得ない事情により、これらの機械を使用できない場合には、監督職員と協議し、監督職員が適当と認めるときは、これらの機械以外の機械を使用することができる。	1－1－32 施工管理 1・2 〔略〕 3 標示板の設置 受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見えやすい場所に、工事目的、工事期間、工事種別、発注者名、施工者名、<u>連絡先</u>及び工事内容等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。 なお、標示板については、本章1－1－40 環境対策10に示す合法伐採木材等を使用すること。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。 4～11 〔略〕 12 受注者は、監督職員と受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図るよう努めるものとする。 なお、情報を交換・共有するにあたって、情報共有システムを活用する場合は、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（令和6年8月30日付け農計第350号岩手県農林水産部農村計画課総括課長通知（URL「https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1077305.html」））に基づくものとする。 13 〔略〕 1－1－33・1－1－34 〔略〕 1－1－35 工事中の安全確保 1 安全指針等の遵守 受注者は、土木工事等施工技術安全指針（20農振第2236号平成21年3月30日付け農林水産省農村振興局整備部長名）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。 2～21 〔略〕 1－1－36～1－1－38 〔略〕 1－1－39 環境対策 1～5 〔略〕 6 排出ガス対策型建設機械 （1）受注者は、工事の施工に当たり表 1-1-1 に示す一般工事用建設機械を使用する場合には、原則として、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年法律第 51 号）に基づき省令で定められた特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成 18 年経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号）第 2 条及び第 11 条に規定する技術基準に適合する特定特殊自動車、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成 3 年 10 月 8 日付け建設省経機発第 249 号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定」（平成 18 年 3 月 17 日付け国土交通省告示第 348 号）若しくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成 18 年 3 月 17 日付け国総施第 215 号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、又はこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用しなければならない。 ただし、やむを得ない事情により、これらの機械を使用できない場合には、監督職員と協議し、監督職員が適当と認めるときは、これらの機械以外の機械を使用することができる。

改正後	改正前
(2) 受注者は、工事の施工に当たり表 1-1-2 に示すトンネル工事用建設機械表を使用する場合には、2011 年以降の排出ガス基準に適合するものとして、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年法律第 51 号）に基づき省令で定められた特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成 18 年経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号）第 2 条及び第 11 条に規定する技術基準に適合する特定特殊自動車、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成 3 年 10 月 8 日付け建設省経機第 249 号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する<u>規程</u>」（平成 18 年 3 月 17 日付け国土交通省告示第 348 号）若しくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成 18 年 3 月 17 日付け国総施第 215 号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、又はこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用しなければならない。 ただし、やむを得ない事情により、これらの機械を使用できない場合には、監督職員と協議し、監督職員が適当と認めるときは、これらの機械以外の機械を使用することができる。 表 1－1－1　[略] 表 1－1－2　[略] 7～10　[略] 1－1－<u>41</u>～1－1－<u>43</u>　[略] 1－1－<u>44</u> 諸法令の遵守 1 諸法令の遵守 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用、運用は受注者の責任において行わなければならない。 なお、主な法令は次に示すとおりであり、最新法令に則るものとする。 (1) ～ (62)　[略] (63) 公共工事の入札<u>及び</u>契約の適正化の促進に関する法律 (平成12年 法律第127号) (64) ～ (85)　[略] (86) 特定特殊自動車排<u>出</u>ガスの規制等に関する法律 (平成17年法律第51号) (87) ・ (88)　[略] (89) <u>個人情報保護に関する法律</u> <u>(平成15年 法律第57号)</u> (90) ～ (92)　[略] (93) エネルギーの使用の合理化<u>及び非化石エネルギーへの転換等</u>に関する法律 (昭和54年 法律第49号) (94) ・ (95)　[略] 2・3　[略] 1－1－<u>45</u>～1－1－<u>49</u>　[略]	(2) 受注者は、工事の施工に当たり表 1-1-2 に示すトンネル工事用建設機械表を使用する場合には、2011 年以降の排出ガス基準に適合するものとして、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年法律第 51 号）に基づき省令で定められた特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成 18 年経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号）第 2 条及び第 11 条に規定する技術基準に適合する特定特殊自動車、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成 3 年 10 月 8 日付け建設省経機第 249 号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する<u>規定</u>」（平成 18 年 3 月 17 日付け国土交通省告示第 348 号）若しくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成 18 年 3 月 17 日付け国総施第 215 号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、又はこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用しなければならない。 ただし、やむを得ない事情により、これらの機械を使用できない場合には、監督職員と協議し、監督職員が適当と認めるときは、これらの機械以外の機械を使用することができる。 表 1－1－1　[略] 表 1－1－2　[略] 7～10　[略] 1－1－<u>40</u>～1－1－<u>42</u>　[略] 1－1－<u>43</u> 諸法令の遵守 1 諸法令の遵守 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用、運用は受注者の責任において行わなければならない。 なお、主な法令は次に示すとおりであり、最新法令に則るものとする。 (1) ～ (62)　[略] (63) 公共工事の入札<u>および</u>契約の適正化の促進に関する法律 (平成12年 法律第127号) (64) ～ (85)　[略] (86) 特定特殊自動車排ガスの規制等に関する法律 (平成17年法律第51号) (87) ・ (88)　[略] (89) <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律</u> <u>(平成15年 法律第58号)</u> (90) ～ (92)　[略] (93) エネルギーの使用の合理化に関する法律 (昭和54年 法律第49号) (94) ・ (95)　[略] 2・3　[略] 1－1－<u>44</u>～1－1－<u>48</u>　[略]

改正後	改正前
1－1－50 特許権等 1・2 〔略〕 3 著作権法に規定される著作物 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法<u>（昭和45年法律第48号）</u>第2条第1項第1号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。 なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。 1－1－51 保険の付保及び事故の補償 1～4 〔略〕 5 補償 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。 6 〔略〕 1－1－52・1－1－53 〔略〕 1－1－54 工事特性等への対応状況の報告 1 一般事項 受注者は、工事の施工に関し、工事特性を踏まえ特に必要と認めて実施した事項、創意工夫を図った事項、情報化施工を実施した事項、新技術を活用した事項、地域社会への貢献を図った事項その他契約図書に定められた事項以外の事項であって、特に報告すべきものがある場合には、<u>別に定める様式に基づき作成し、</u>工事完成時までにこれらを監督職員に報告することができる。 2～4 〔略〕 1－1－55 〔略〕	1－1－49 特許権等 1・2 〔略〕 3 著作権法に規定される著作物 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法<u>（昭和45年法律第48号第2条第1項第1号）</u>に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。 なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。 1－1－50 保険の付保及び事故の補償 1～4 〔略〕 5 補償 受注者は、雇用者の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。 6 〔略〕 1－1－51・1－1－52 〔略〕 1－1－53 工事特性等への対応状況の報告 1 一般事項 受注者は、工事の施工に関し、工事特性を踏まえ特に必要と認めて実施した事項、創意工夫を図った事項、情報化施工を実施した事項、新技術を活用した事項、地域社会への貢献を図った事項その他契約図書に定められた事項以外の事項であって、特に報告すべきものがある場合には、工事完成時までにこれらを監督職員に報告することができる。 2～4 〔略〕 1－1－54 〔略〕

改正後	改正前																																												
第2章 機器及び材料 第1節 通 則 2－1－1 一般事項 1～3 (略) 4 海外の建設資材の品質証明 受注者は、海外で生産された建設資材のうち JIS マーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督職員に提出しなければならない。 なお、次の表に示す海外で生産された建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。 <table><tr><td colspan="2">区分／細別</td><td>品目</td><td>対応 JIS 規格（参考）</td></tr><tr><td colspan="2">Ⅰ セメント</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>Ⅱ 鋼材</td><td>1～9 [略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="2" rowspan="2">Ⅲ 瀝青材料</td><td>舗装用石油アスファルト</td><td>日本道路協会規定規格</td></tr><tr><td>石油アスファルト乳剤</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="2">Ⅳ 割ぐり石及び骨材</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></table> 5～8 [略] 2－1－2 [略] 2－1－3 材 料 1 工事材料 受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員又は検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。<u>なお、JIS 規格品のうちJIS マークが表示されている材料・製品等については、表示状態を示す写真等の提示をもって品質規格証明書の提示に代えることができる。</u> <u>ただし、設計図書で品質規格証明書等の提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。</u> 2 [略] 2－1－4 見本・品質証明資料 受注者は、設計図書において監督職員の試験若しくは確認及び承諾を受けて使用することを指定された工事材料について、見本又は品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督職員に提出し、確認を受けなければならない。 なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし見本又は品質を証明する資料の提出は省略できる。	区分／細別		品目	対応 JIS 規格（参考）	Ⅰ セメント		[略]	[略]	Ⅱ 鋼材	1～9 [略]	[略]	[略]	Ⅲ 瀝青材料		舗装用石油アスファルト	日本道路協 会 規定規格	石油アスファルト乳剤	[略]	Ⅳ 割ぐり石及び骨材		[略]	[略]	第2章 機器及び材料 第1節 通 則 2－1－1 一般事項 1～3 (略) 4 海外の建設資材の品質証明 受注者は、海外で生産された建設資材のうち JIS マーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督職員に提出しなければならない。 なお、次の表に示す海外で生産された建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。 <table><tr><td colspan="2">区分／細別</td><td>品目</td><td>対応 JIS 規格（参考）</td></tr><tr><td colspan="2">Ⅰ セメント</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>Ⅱ 鋼材</td><td>1～9 [略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="2" rowspan="2">Ⅲ 瀝青材料</td><td>舗装用石油アスファルト</td><td>日本道路規定規格</td></tr><tr><td>石油アスファルト乳剤</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="2">Ⅳ 割ぐり石及び骨材</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></table> 5～8 [略] 2－1－2 [略] 2－1－3 材 料 1 工事材料 受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員又は検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。<u>ただし、設計図書で品質規格証明書等の提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。</u> <u>なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。</u> 2 [略] 2－1－4 見本又は資料の提出 受注者は、設計図書において監督職員の試験若しくは確認及び承諾を受けて使用することを指定された工事材料について、見本又は品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督職員に提出し、確認を受けなければならない。 なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし見本又は品質を証明する資料の提出は省略できる。	区分／細別		品目	対応 JIS 規格（参考）	Ⅰ セメント		[略]	[略]	Ⅱ 鋼材	1～9 [略]	[略]	[略]	Ⅲ 瀝青材料		舗装用石油アスファルト	日本道路規定規格	石油アスファルト乳剤	[略]	Ⅳ 割ぐり石及び骨材		[略]	[略]
区分／細別		品目	対応 JIS 規格（参考）																																										
Ⅰ セメント		[略]	[略]																																										
Ⅱ 鋼材	1～9 [略]	[略]	[略]																																										
Ⅲ 瀝青材料		舗装用石油アスファルト	日本道路協 会 規定規格																																										
		石油アスファルト乳剤	[略]																																										
Ⅳ 割ぐり石及び骨材		[略]	[略]																																										
区分／細別		品目	対応 JIS 規格（参考）																																										
Ⅰ セメント		[略]	[略]																																										
Ⅱ 鋼材	1～9 [略]	[略]	[略]																																										
Ⅲ 瀝青材料		舗装用石油アスファルト	日本道路規定規格																																										
		石油アスファルト乳剤	[略]																																										
Ⅳ 割ぐり石及び骨材		[略]	[略]																																										

改 正 後	改 正 前																																																																																		
第3章 共通施工 第1節 通 則 3－1－1 〔略〕 3－1－2 安全施工 1 〔略〕 2 施工後 受注者は施工が完了した場合、工事範囲内の清掃等を行い工事の残存物が放置されていないことをなければならぬ。 第2節 〔略〕 第3節 溶 接 3－3－1～3－3－3 〔略〕 3－3－4 材片の組合せ精度 表3－3－7 溶接施工試験の試験方法及び判定基準 <table><tr><th>試 験 の 種 類</th><th>試 験 項 目</th><th>溶接方法</th><th>試験片の形 状</th><th>試験片の個数</th><th>試験方法</th><th>判 定 基 準</th></tr><tr><td>突合せ溶接試験</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>すみ肉溶接試験</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>最高硬さ試験</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td rowspan="2">スタッド溶接試験</td><td>引張試験</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>降伏点は235N /mm²以上、引張強さは400～550N/mm²以上、伸びは20%以上とする。ただし溶接部で切れてはいけぬ。</td></tr><tr><td>曲げ試験</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr></table> (注) ステンレスクラッド鋼溶接施工試験において、必要な場合、JIS Z 3043（ステンレスクラッド鋼溶接施工方法の確認試験方法）を適用すること。 1・2 〔略〕 表3－3－8 材片の組合せ制度 〔略〕	試 験 の 種 類	試 験 項 目	溶接方法	試験片の形 状	試験片の個数	試験方法	判 定 基 準	突合せ溶接試験	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	すみ肉溶接試験	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	最高硬さ試験	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	スタッド溶接試験	引張試験	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	降伏点は235N /mm ² 以上、引張強さは400～550N/mm ² 以上、伸びは20%以上とする。ただし溶接部で切れてはいけぬ。	曲げ試験	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	第3章 共通施工 第1節 通 則 3－1－1 〔略〕 3－1－2 安全施工 1 〔略〕 2 施工後 受注者は施工が完了した場合、工事範囲内の清掃等を行ない工事の残存物が放置されていないことを確認しなければならない。 第2節 〔略〕 第3節 溶 接 3－3－1～3－3－3 〔略〕 3－3－4 材片の組合せ精度 表3－3－7 溶接施工試験の試験方法及び判定基準 <table><tr><th>試 験 の 種 類</th><th>試 験 項 目</th><th>溶接方法</th><th>試験片の形 状</th><th>試験片の個数</th><th>試験方法</th><th>判 定 基 準</th></tr><tr><td>突合せ溶接試験</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>すみ肉溶接試験</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>最高硬さ試験</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td rowspan="2">スタッド溶接試験</td><td>引張試験</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>降伏点は235N /mm²以上、引張強さは400～550N/mm²以上、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけぬ。</td></tr><tr><td>曲げ試験</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr></table> (注) ステンレスクラッド鋼溶接施工試験において、必要な場合、JIS Z 3043（ステンレスクラッド鋼溶接施工方法の確認試験方法）を適用すること。 1・2 〔略〕 表3－3－8 材片の組合せ制度 〔略〕	試 験 の 種 類	試 験 項 目	溶接方法	試験片の形 状	試験片の個数	試験方法	判 定 基 準	突合せ溶接試験	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	すみ肉溶接試験	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	最高硬さ試験	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	スタッド溶接試験	引張試験	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	降伏点は235N /mm ² 以上、引張強さは400～550N/mm ² 以上、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけぬ。	曲げ試験	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
試 験 の 種 類	試 験 項 目	溶接方法	試験片の形 状	試験片の個数	試験方法	判 定 基 準																																																																													
突合せ溶接試験	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕																																																																													
すみ肉溶接試験	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕																																																																													
最高硬さ試験	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕																																																																													
スタッド溶接試験	引張試験	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	降伏点は235N /mm ² 以上、引張強さは400～550N/mm ² 以上、伸びは20%以上とする。ただし溶接部で切れてはいけぬ。																																																																													
	曲げ試験	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕																																																																													
試 験 の 種 類	試 験 項 目	溶接方法	試験片の形 状	試験片の個数	試験方法	判 定 基 準																																																																													
突合せ溶接試験	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕																																																																													
すみ肉溶接試験	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕																																																																													
最高硬さ試験	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕																																																																													
スタッド溶接試験	引張試験	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	降伏点は235N /mm ² 以上、引張強さは400～550N/mm ² 以上、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけぬ。																																																																													
	曲げ試験	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕																																																																													

改正後	改正前
3－3－5～3－3－9　【略】 第4節　ボルト溶接等 3－4－1～3－4－2　【略】 3－4－3　高力ボルト接合 1～10　【略】 11　締付確認 （1）　【略】 （2）受注者は、ボルトの締付確認を次のように行うものとする。 ①・②　【略】 ③回転法による場合は、全数に<u>ついて</u>マーキングによる外観確認を行い、締付角度が次に規定する範囲内であることを確認するものとする。 回転が不足のものは、所定<u>の回</u>転角まで増し締付けを実施する。回転角が過大なものについては、新しいボルトセットに取替え締め直しする。 なお、回転法は、F8T、B8Tのみに用いるものとする。 ア・イ　【略】 12～14　【略】 3－4－4　【略】 第5節　【略】 第6節　防　　食 3－6－1　溶融亜鉛めっき　【略】 3－6－2　金属溶射 1～3　【略】 4　前処理 前処理は第3章3-5-2第1項の1種ケレン（ISO <u>8501-1</u> Sa2 1/2相当以上）とし溶射の種類及び等級に応じてブラスト材等の粒度を選定するものとする。 5・6　【略】 3－6－3　【略】 第7節～第9節　【略】	3－3－5～3－3－9　【略】 第4節　ボルト溶接等 3－4－1～3－4－2　【略】 3－4－3　高力ボルト接合 1～10　【略】 11　締付確認 （1）　【略】 （2）受注者は、ボルトの締付確認を次のように行うものとする。 ①・②　【略】 ③回転法による場合は、全数に<u>つき</u>マーキングによる外観確認を行い、締付角度が次に規定する範囲内であることを確認するものとする。 回転が不足のものは、所定転角まで増し締付けを実施する。回転角が過大なものについては、新しいボルトセットに取替え締め直しする。 なお、回転法は、F8T、B8Tのみに用いるものとする。 ア・イ　【略】 12～14　【略】 3－4－4　【略】 第5節　【略】 第6節　防　　食 3－6－1　溶融亜鉛めっき　【略】 3－6－2　金属溶射 1～3　【略】 4　前処理 前処理は第3章3-5-2第1項の1種ケレン（ISO <u>8051-1</u> Sa2 1/2相当以上）とし溶射の種類及び等級に応じてブラスト材等の粒度を選定するものとする。 5・6　【略】 3－6－3　【略】 第7節～第9節　【略】

改正後

第10節 電気配線

3-10-1 一般事項

1-4 略

5 ビニル電線の色別

受注者は、ビニル電線を使用する場合、次の表3-10-1のとおり色別しなければならない。

ただし、既設電線の色別が次の表のとおりでない場合、監督職員との協議の上、変更できるものとする。

また、色別困難な場合は、端子部においてビニルキャップ等で識別してもよいものとする。

なお、ビニル電線以外でもこの色別を準用するものとする。

[削る。]

表 3-10-1 ビニル電線の色別

電気方式	赤	白	黒	青
三相 3 線式	第 1 相	第 2 相(接地側)	第 2 相(非接地)	第 3 相
三相 4 線式	第 1 相	中性相	第 2 相	第 3 相
単相 2 線式	第 1 相	第 2 相(接地側)	第 2 相(非接地)	二
単相 3 線式	第 1 相	中性相	第 2 相	二
直流 2 線式	正極	二	二	負極

(注) 1 接地線は、緑色又は緑／黄色とする。

(注) 2 電線を分岐する場合は分岐前の色別による。

ただし、分電盤2 次側の単相2 線式回路の電圧側の色は、赤、黒、いずれかの色に統一してもよい。

[削る。]

6-10 略

3-10-2 金属管配線

1-3 略

4 電線管の固定

受注者は、電線管を固定する場合は、サドル又はハンガー等の支持金物により取付け、その支持間隔は2 m以下としなければならない。なお、管端、管相互又は管とボックス等の接続点では、管端、接続点に近い個所も固定しなければならない。

5-12 略

改正前

第10節 電気配線

3-10-1 一般事項

1-4 略

5 ビニル電線の色別

受注者は、ビニル電線を使用する場合、次の表3-10-1のとおり色別しなければならない。

ただし、既設電線の色別が次の表のとおりでない場合、監督職員との協議の上、変更できるものとする。

(1) 接地線は、緑色又は緑／黄色とする。

また、色別困難な場合は、端子部においてビニルキャップ等で識別してもよいものとする。

なお、ビニル電線以外でもこの色別を準用するものとする。

表 3-10-1 ビニル電線の色別

配線方式 (相線式)															
交 流														直 流	
単相 2 線式			単相 3 線式			三相 3 線式				三相 4 線式				直流 2 線式	
第 1 相	接 地 側 第 2 相	非 接 地 側 第 2 相	第 1 相	中 性 相	第 2 相	第 1 相	接 地 側 第 2 相	非 接 地 側 第 3 相	第 1 相	第 2 相	第 3 相	中 性 相	二 N	± P	
赤	白	黒	赤	白	黒	赤	白	黒	青	赤	黒	青	白	青	赤

(2) 電線を分岐する場合は分岐前の色別による。

ただし、分電盤2 次側の単相 2 線式回路の電圧側の色は、赤、黒、いずれかの色に統一してもよい。

6-10 略

3-10-2 金属管配線

1-3 略

4 電線管の固定

受注者は、電線管を固定する場合は、サドル又はハンガ等の支持金物により取付け、その支持間隔は2 m以下としなければならない。なお、管端、管相互又は管とボックス等の接続点では、管端、接続点に近い個所も固定しなければならない。

5-12 略

改正後	改正前
3-10-3～3-10-8 〔略〕 3-10-9 光ケーブル 1 一般事項 （１）布設される光ケーブルが、他の電力線と接近又は交差する場合の離隔距離は、電気設備<u>の</u>技術基準の解釈及び有線電気通信設備令に準拠して行うものとする。 （２）～（１０） 〔略〕 2 光ケーブル地中配線 （１）・（２） 〔略〕 （３）ハンドホール内では、接続部及び引き通し部ともに光ケーブルに必要長を確保することとし、災害時等のケーブル移動に際し、キンク断線が生じないよう考慮するものと<u>し、固定金物へ固定しないものとする。</u> 3 光ケーブル屋内配線 （１）・（２） 〔略〕 （３）水平ラック部に光ケーブルを布設する場合は、ラック<u>に</u> 3m<u>以下の間隔</u>ごとに緊縛して固定するものとする。 （４）垂直ラック部に光ケーブルを布設する場合は、ラック<u>に</u> 1.5m<u>以下の間隔</u>ごとに緊縛して固定するものとする。 （５） 〔略〕 4 〔略〕 5 光ケーブル架空配線 光ケーブルを架空配線する場合の架線の高さは、電気設備<u>の</u>技術基準の解釈によるほか、以下によるものとする。 （１）～（４） 〔略〕 6 〔略〕 7 光ケーブルの測定及び試験 光ケーブル布設後の測定及び試験は、以下の項目について行うものとする。 （１）光ケーブル布設後の測定及び試験項目 ① 〔略〕 ②伝送損失の測定 施工区間の伝送損失が、所定の規格値以下で施工されたかを測定する。 <u>所定の規格値は、「光ファイバケーブル施工要領・同解説7-2測定及び試験の準備」によるものとする。</u> ③・④ 〔略〕 （２） 〔略〕	3-10-3～3-10-8 〔略〕 3-10-9 光ケーブル 1 一般事項 （１）布設される光ケーブルが、他の電力線と接近又は交差する場合の離隔距離は、電気設備技術基準の解釈及び有線電気通信設備令に準拠して行うものとする。 （２）～（１０） 〔略〕 2 光ケーブル地中配線 （１）・（２） 〔略〕 （３）ハンドホール内では、接続部及び引き通し部ともに光ケーブルに必要長を確保することとし、災害時等のケーブル移動に際し、キンク断線が生じないよう考慮するものと<u>する。</u> 3 光ケーブル屋内配線 （１）・（２） 〔略〕 （３） 水平ラック部に光ケーブルを布設する場合は、ラック 3mごとに緊縛して固定するものとする。 （４） 垂直ラック部に光ケーブルを布設する場合は、ラック 1.5mごとに緊縛して固定するものとする。 （５） 〔略〕 4 〔略〕 5 光ケーブル架空配線 光ケーブルを架空配線する場合の架線の高さは、電気設備技術基準の解釈によるほか、以下によるものとする。 （１）～（４） 〔略〕 6 〔略〕 7 光ケーブルの測定及び試験 光ケーブル布設後の測定及び試験は、以下の項目について行うものとする。 （１）光ケーブル布設後の測定及び試験項目 ① 〔略〕 ②伝送損失の測定 施工区間の伝送損失が、所定の規格値以下で施工されたかを測定する。 ③・④ 〔略〕 （２） 〔略〕

改正後	改正前
第11節 計測装置 3－11－1 〔略〕 3－11－2 流量計 1 〔略〕 2 電磁流量計 電磁流量計は、設計図書に規定した場合を除き、次によるものとする。 (1) ～ (3) 〔略〕 (4) 検出器の上下流に必要な直管長はJIS B 7554 (電磁流量計) によるものとし、設置条件を考慮し決定するものとする。 3 超音波流量計 超音波流量計は、設計図書に規定した場合を除き、次によるものとする。 (1) ・ (2) 〔略〕 (3) 超音波式流量計（管路用）の検出器の上下流に必要な直管長はJEMIS 032 (超音波流量計による流量測定方法) によるものとし、設置条件を考慮し決定するものとする。 (4) 超音波式流量計（開渠用）の流量検出器の上下流に必要直線水路長が確保されるよう、設置条件を考慮し決定するものとする。 第12節・第13節 〔略〕 第4章 水門設備 ～ 第12章 電気設備 〔略〕	第11節 計測装置 3－11－1 〔略〕 3－11－2 流量計 1 〔略〕 2 電磁流量計 電磁流量計には、設計図書に規定した場合を除き、次によるものとする。 (1) ～ (3) 〔略〕 (4) 検出器の上下流に必要な直管長はJISB7554によるものとし、設置条件を考慮し決定するものとする。 3 超音波流量計 超音波流量計は、設計図書に規定した場合を除き、次によるものとする。 (1) ・ (2) 〔略〕 (3) 超音波式流量計（管路用）の検出器の上下流に必要な直管長はJEMIS032によるものとし、設置条件を考慮し決定するものとする。 (4) 超音波式流量計（開渠用）の流量検出器の上下流に必要直線水路長が確保されるよう、設置条件を考慮し決定するものとする。 第12節・第13節 〔略〕 第4章 水門設備 ～ 第12章 電気設備 〔略〕

改正後	改正前
第13章 水管理制御設備 第 1 節 通則 13－ 1 － 1 ～13－ 1 － 3 [略] 第 2 節 情報処理設備 13－ 2 － 1 ～13－ 2 － 8 [略] 13－ 2 － 9 1 ソフトウェア仕様一般 (1) [略] (2) ソフトウェアの機能及び動作を確認するため、次の試験が容易に行えるものとする。 ①[略] ②各処理機能単位での組合せ試験 ③[略] (3) アプリケーションプログラムを作成するときの使用言語は、次によるものとする。 ①ハードウェアに依存しない標準的なC言語、BASIC言語等を使用しなければならない。 ②入出力処理装置等のプログラムは、C言語、ラダー言語等を使用しなければならない。 2 [略] 第 3 節 [略]	第13章 水管理制御設備 第 1 節 通則 13－ 1 － 1 ～13－ 1 － 3 [略] 第 2 節 情報処理設備 13－ 2 － 1 ～13－ 2 － 8 [略] 13－ 2 － 9 1 ソフトウェア仕様一般 (1) [略] (2) ソフトウェアの機能及び動作を確認するため、次の試験が容易に行えるものとする。 ①[略] ②各処理機能単位での組合わせ試験 ③[略] (3) アプリケーションプログラムを作成するときの使用言語は、次によるものとする。 ①ハードウェアに依存しない標準的なC言語、BASIC言語等を使用しなければならない。 ②入出力処理装置等のプログラムは、C言語、ラダー言語等を使用しなければならない。 2 [略] 第 3 節 [略]

改 正 後	改 正 前
第 4 節 情報伝送設備	第 4 節 情報伝送設備
13－4－1 [略]	13－4－1 [略]
[削る。]	<u>13－4－2 網制御装置</u> <u>本機器の機能は次のとおりとする。</u> <u>1 テレメータ装置、テレメータ・テレコントロール装置のモデム（回線接続部に実装）を NTT 等の加入電話回線に対して発信、着信の制御が可能なものとする。</u> <u>2 AA 形網制御装置（親局用）は、テレメータ装置、テレメータ・テレコントロール親局装置に実装し、複数の子局に対して自動発信、自動着信の機能を有するものとする。</u> <u>3 AA 形網制御装置（子局用）は、テレメータ装置、テレメータ・テレコントロール子局装置に実装し、親局に対して自動発信、自動着信の機能を有するものとする。</u> <u>4 MA 形網制御装置（子局用）は、テレメータ装置、テレメータ・テレコントロール子局装置に実装し、親局に対して手動発信、自動着信の機能を有するものとする。</u>
13－4－ <u>2</u> データ転送装置	13－4－ <u>3</u> データ転送装置
13－4－ <u>3</u> 入出力中継装置	13－4－ <u>4</u> 入出力中継装置
13－4－ <u>4</u> 機側伝送装置	13－4－ <u>5</u> 機側伝送装置
13－4－ <u>5</u> 対孫局中継装置	13－4－ <u>6</u> 対孫局中継装置
13－4－ <u>6</u> 孫局装置	13－4－ <u>7</u> 孫局装置
13－4－ <u>7</u> 設定値制御装置	13－4－ <u>8</u> 設定値制御装置
13－4－ <u>8</u> スイッチングハブ 1 <u>L2</u> スイッチの機能は、データ処理装置、入出力処理装置、サーバ装置など、IP ネットワーク機器同士の通信において、データリンク層（OSI 参照モデルの第 2 層）のデータでパケットの行き先を判断して転送を行うものとする。 2 <u>L3</u> スイッチの機能は、データ処理装置、入出力処理装置、サーバ装置など、IP ネットワーク機器同士の通信において、ネットワーク層（OSI 参照モデルの第 3 層）のデータでパケットの行き先を判断して転送を行うものとする。	13－4－ <u>9</u> スイッチングハブ 1 <u>L2</u> スイッチの機能は、データ処理装置、入出力処理装置、サーバ装置など、IP ネットワーク機器同士の通信において、データリンク層（OSI 参照モデルの第 2 層）のデータでパケットの行き先を判断して転送を行うものとする。 2 <u>L3</u> スイッチの機能は、データ処理装置、入出力処理装置、サーバ装置など、IP ネットワーク機器同士の通信において、ネットワーク層（OSI 参照モデルの第 3 層）のデータでパケットの行き先を判断して転送を行うものとする。

13－4－<u>9</u> ルータ 本機器の機能は、複数のネットワークを接続し相互にデータのやり取りをするもので、Ethernet用ケーブル、光ケーブルなど様々なインタフェースを変換するものとする。 13－4－<u>10</u> メディアコンバータ 第5節～第6節 [略] 第7節 CCTV設備 13－7－1 CCTV設備 [略] 1 [略] 2 準動画監視は、現場の映像を動画に近い画像にて監視する方式で、画像は使用する回線等により数枚/秒から、ほとんど動画と変わらない程度まで可能とし、使用画像伝送回線は<u>通信事業者回線（光回線等）</u>とする。 第8節 電源設備 13－8－1 <u>無停電電源装置</u>（汎用品） 13－8－2 [略] 13－8－3 直流電源装置 [DC12<u>V</u>、DC24<u>V</u>] [略] 13－8－4 [略] 第9節 計測設備<u>等</u> 13－9－1 [略] 第10節 [略]	13－4－<u>10</u> ルータ 本機器の機能は、複数のネットワークを接続し相互にデータのやり取りをするもので、Ethernet用ケーブル、<u>ADSL用ケーブル</u>、光ケーブルなど様々なインタフェースを変換するものとする。 13－4－<u>11</u> メディアコンバータ 第5節～第6節 [略] 第7節 CCTV設備 13－7－1 CCTV設備 [略] 1 [略] 2 準動画監視は、現場の映像を動画に近い画像にて監視する方式で、画像は使用する回線等により数枚/秒から、ほとんど動画と変わらない程度まで可能とし、使用画像伝送回線は <u>NTT 回線（INS64）</u> 等とする。 第8節 電源設備 13－8－1 <u>UPS電源装置</u>（汎用品） 13－8－2 [略] 13－8－3 直流電源装置 [DC12<u>V</u>、DC24<u>V</u>] [略] 13－8－4 [略] 第9節 計測設備 13－9－1 [略] 第10節 [略]
---	--

改正後	改正前
施設機械工事完成図書等作成要領 第1条　【略】 第2条　完成図書等の内容 1　完成図書 完成図書とは、工事完成時に提出する契約仕様書、実施仕様書、計算書、詳細図、施工管理記録、数量表、購入品等機器一覧表、取扱説明書、完成写真及び官庁等関係機関の届出書をいう。 なお、受注者が、工事の種類等により、ここで規定する内容によりがたいと判断した場合は、監督職員の承諾を得て内容を追加又は省略することができる。 （１）～（１０）　【略】 2　施工図 （１）施工図とは、設計図書を踏まえて作成される図面のうち、当該設備の維持、<u>修繕</u>、改修、更新等のために必要なすべての部材の位置・組合せ、機器・部品等の形状、配管・配線等個々の機材、施工方法について、受注者独自の施工技術に基づき、現地条件に対応した設備、機器の構造、接続・支持方法、納まり、制御システム等の詳細および電子計算機で検討した経緯等を示す図面として作成されたものをいう。 なお、受注者が、工事の種類等により、ここで規定する内容によりがたいと判断した場合は、監督職員の承諾を得て、内容を追加もしくは省略することができる。 ①～④　【略】 （２）～（５）　【略】 （６）<u>発注者は、受注者の許諾のない限り完成図書を第三者に開示してはならない。ただし、以下の場合については第三者に開示できるものとする。</u> <u>①改造、修繕において、施工に携わった受注者が存続しなくなった場合で継承者がいない場合、施工に必要となる図書等を該当改造、修繕等の受注者が使用する場合。</u> <u>②運転、点検、軽微な修繕等において必要となる図書等を当該業務等の受注者が使用する場合。ただし、運転、点検、軽微な修繕等に必要となる図書等は、発注者と協議の上、完成図書において分冊とし、その旨表示する。</u> 3　工事写真 工事写真とは、施設機械工事等施工管理基準　撮影記録による施工管理により作成されたものをいう。 【削る。】	施設機械工事完成図書等作成要領 第1条　【略】 第2条　完成図書等の内容 1　完成図書 完成図書とは、工事完成時に提出する契約仕様書、実施仕様書、計算書、詳細図、施工管理記録、数量表、購入品等機器一覧表、取扱説明書、完成写真及び官庁等関係機関の届出書をいう。 なお、受注者が、工事の種類等により、ここで規定する内容によりがたいと判断した場合は、監督職員の承諾を得て内容を追加又<u>は</u>省略することができる。 （１）～（１０）　【略】 2　施工図 （１）施工図とは、設計図書を踏まえて作成される図面のうち、当該設備の維持修繕、改修、更新等のために必要なすべての部材の位置・組合せ、機器・部品等の形状、配管・配線等個々の機材、施工方法について、受注者独自の施工技術に基づき、現地条件に対応した設備、機器の構造、接続・支持方法、納まり、制御システム等の詳細および電子計算機で検討した経緯等を示す図面として作成されたものをいう。 なお、受注者が、工事の種類等により、ここで規定する内容によりがたいと判断した場合は、監督職員の承諾を得て、内容を追加もしくは省略することができる。 ①～④　【略】 （２）～（５）　【略】 （６）<u>完成図書は、設備の維持管理を目的としたものであり、公開できない部分を含んでいる。設備の改修時に、第三者に使用させることができない</u> 3　工事写真 工事写真とは、施設機械工事等施工管理基準　撮影記録による施工管理により作成されたものをいう。 <u>なお、受注者が、工事の種類等により、ここで規定する内容によりがたいと判断した場合は、監督職員の承諾を得て、内容を追加もしくは省略することができる。</u> <u>（１）着手前及び完成写真</u> <u>（２）施工状況写真</u> <u>（３）使用材料写真</u> <u>（４）品質管理写真</u> <u>（５）出来形管理写真</u> <u>（６）災害（損傷）写真</u>

改正後	改正前
4 [略] 第3条 [略] 第4条 完成図書の作成 1 完成図書 (1)～(4) [略] (5) 施工管理記録 施工管理記録は、工程管理、出来形管理・品質管理（試験成績書含む）に関したもので、<u>特別仕様書、図面等の契約図書で定められた事項及び施設機械工事等施工管理基準の定めによる。</u> [削る。] (6)～(10) [略] 第5条 [略] 表1 施工図取得リスト（例） [略] 表2 官庁等届出書類一覧表 [略] 『手続の参考』 [略] 施設機械工事関係書類一覧表（情報共有システム取扱い対象の書類一覧） [略]	4 [略] 第3条 [略] 第4条 完成図書の作成 1 完成図書 (1)～(4) [略] (5) 施工管理記録 施工管理記録は、工程管理、出来形管理・品質管理（試験成績書含む）に関したもので<u>下記の管理結果が記録されたものとする。</u> <u>①材料管理</u> <u>②溶接管理</u> <u>③機器管理</u> <u>④寸法管理</u> <u>⑤仮組立管理</u> <u>⑥工場塗装管理</u> <u>⑦据付基準点管理</u> <u>⑧工場材料管理</u> <u>⑨据付寸法管理</u> <u>⑩現場溶接管理</u> <u>⑪現場塗装管理</u> <u>⑫現場機能管理</u> (6)～(10) [略] 第5条 [略] 表1 施工図取得リスト（例） [略] 表2 官庁等届出書類一覧表 [略] 『手続の参考』 [略] 施設機械工事関係書類一覧表（情報共有システム取扱い対象の書類一覧） [略]